



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）	1
○ 事業の認定（用地課）	1
○ 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課）	3
○ 都市計画事業の変更の認可（都市公園課）	3
○ 都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）	4

告 示

沖縄県告示第98号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、平良加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 7 年 3 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第99号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和 7 年 3 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 沖縄電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線新栄野比幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄市字池原赤小堀原地内及びうるま市字栄野比安城原地内
 - (2) 使用の部分 沖縄市字池原赤小堀原地内及びうるま市字栄野比安城原地内
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

認定した事業は、沖縄市字池原地内の栄野比変電所からうるま市石川地内の石川火力変電所までを結ぶ^認亘長1.885キロメートルの架空線線路及び亘長5.47キロメートルの地中線路を全体計画区間とする特別高圧送電線132kV新栄野比幹線1号及び2号（以下「新栄野比幹線」という。）のうち、既に用地取得の完了した部分を除く沖縄市字池原赤小堀原地内の新栄野比幹線No.1鉄塔（以下「No.1鉄塔」という。）からうるま市字栄野比安城原地内の新栄野比幹線No.3鉄塔（以下「No.3鉄塔」という。）までの亘長0.563キロメートルを起業地区間とする特別高圧送電線新栄野比幹線保全事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、特別高圧送電線新栄野比幹線保全事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う新栄野比幹線の巡視、点検及び補修のための保守管理用通路に関する事業は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

沖縄電力株式会社は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）附則第9条第1項及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項の規定により電気事業法第3条の許可を受けたものとみなされる一般送配電事業者であり、同法第17条に定められた託送供給義務を負っていることから、本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、本件事業の実施に必要な資金を自己資金により調達していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

新栄野比幹線は、沖縄県本島中南部地域（以下「中南部地域」という。）の電力需要に対する安定供給を目的として建設された電気事業に供している電気工作物であり、本件事業は既存のNo. 1鉄塔からNo. 3鉄塔までの区間に存する電気工作物（以下「既存電気工作物」という。）の保全（点検又は調査を行い、及び必要に応じ修繕を行うことをいう。以下同じ。）及び既存電気工作物の維持管理に不可欠な保守管理用通路を使用するための事業である。

中南部地域の電力需要に対しては、金武町字金武地内の金武火力発電所及びうるま市石川地内の石川火力発電所を供給起点とし、新栄野比幹線並びに特別高圧送電線132kV具志川幹線1号及び2号（以下「具志川幹線」という。）を通して、電力を安定供給しているところである。

仮に既存電気工作物が使えなくなった場合には、新栄野比幹線を介した中南部地域への電力供給が不可能となり、具志川幹線のみで中南部地域の電力供給を担うこととなるが、このような状況下において、具志川幹線に断線が生じた場合、中南部地域への電力供給が不可能となる。

本件事業の施行により、中南部地域における電力の供給に支障が生じる事態を未然に防止することができ、中南部地域の電力需要に対する安定供給が図られ、地域住民の生活、産業及び経済活動の発展に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業は、新栄野比幹線の保全のための事業であり、新たな電気工作物の設置及び土地の改変等の工事の実施を伴うものでないことから、周辺の自然環境や特別の措置を講ずべき文化財に与える影響はないと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、既存ルート案及び既存電気工作物を西側に移設する案の2案を比較検討しているが、送電線の停止を要しないこと、新たな電気工作物の建設を要せず土地利用上の新たな制約が生じないこと、事業費が小さいこと等から既存ルート案を採用しており、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断すると、既存電気工作物を使用する本件事業のルートは合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、新栄野比幹線は、中南部地域へ安定した電力供給を行うために必要な役割を果たしており、その機能を存続させる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業の起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ

る。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は法第20条各号の要件を全て満たしているもので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 沖縄市建設部用地課及びうるま市総務部総務政策課

沖縄県告示第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第275号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 うるま市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 中部広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・6・具2号兼箇段高江洲線、3・5・具1号安慶名赤道線及び3・4・8号沖縄石川線

3 事業施行期間 平成24年5月15日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第327号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 西原町

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・西6号兼久安室線

3 事業施行期間 平成28年6月10日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年沖縄県告示第396号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 4 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 浦添市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

- (2) 名称 4・4・浦1号前田公園
 - 3 事業施行期間 平成19年6月12日から令和12年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成元年沖縄県告示第117号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画下水道事業
 - (2) 名称 石垣市特定環境保全公共下水道
 - 3 事業施行期間 平成元年2月14日から令和13年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1079号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 中城村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 中城村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年12月10日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地